

1. 件名：新規基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機（371））
2. 日時：令和2年12月17日 13時30分～16時20分
3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

名倉安全管理調査官、江崎企画調査官、千明主任安全審査官、
服部主任安全審査官、羽場崎主任安全審査官、宇田川安全審査官、
日南川技術参与

事業者：

中国電力株式会社

山田常務執行役員 電源事業本部 部長（電源土木） 他14名※

5. 要旨

- (1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち、「5条 津波による損傷の防止」について、11月12日及び12月15日提出資料に基づき説明があった。
- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【漂流物衝突荷重の設定方針】

- 審査会合の指摘事項に対する回答について、漂流物衝突荷重に係る審査の経緯及び変更点を整理して説明すること。
- 漁船の航行に対する不確かさの考慮について、考慮の要否に係る判断根拠及び考え方を整理して説明すること。
- 漂流物衝突荷重の対象漂流物選定に係る調査（周辺漁港の漁船調査、漁業協同組合への聞取調査、漁業権調査等）について、審査会合の説明における調査結果の変遷、変遷理由を明確にすること。また、これまでの調査が不十分であったと認められる場合は、その理由及び今回を含めた今後の調査の十分性が担保できる根拠を説明すること。
- 審査会合の指摘事項に対する回答概要については、指摘内容に対する直接的な回答内容にして説明すること。
- 発電所周辺の漁業調査について、操業制限に係るエビデンス（操業可能区域、漁業権設定区域等）を整理して説明すること。
- 操業可能区域、制限区域等の図表の引用元について、原本をコピーし

たものと原本を元にして自社作成したものととの区別を明確にして説明すること。

- 構外陸域の漂流物調査（家屋、工場、車両等）について、まとめ資料の調査要領に記載された調査方法（現場調査）とは異なる調査方法（聞取調査等）とした理由を説明すること。また、工場、灯台及びタンクについて、調査数量を説明すること。
- 不確かさを考慮した対象漂流物（漁船）の評価一覧表について、不確かさの考慮を不要とした評価の根拠を欄外に付記して説明すること。
- 詳細設計段階における漂流物衝突荷重の設計上の考慮事項一覧表について、荷揚場に遡上する津波の流速を考慮することが明確となるよう説明すること。

【津波による損傷の防止について（第5条）】

- 取水槽水位計の設置高さについて、検出器の位置を踏まえて説明すること。
- 日本海東縁部及び海域活断層を波源とする津波について、津波特性の違いを整理し、それぞれの特性に応じて基本方針を設定していることが明確となるように、入力津波としての位置付けを説明すること。
- 入力津波設定時の地殻変動の評価について、説明性向上の観点から、概念図等を用いて考え方をより丁寧に説明すること。
- 内郭防護の浸水防止設備について、説明性向上の観点から、全体の平面配置図に加えて、詳細な平面配置図や設備ごとの断面配置図等を記載し、より丁寧に説明すること。
- 発電所周辺の砂の粒径について、「平均粒径」と「50%通過質量百分率粒径」との違いを説明すること。
- 規則、ガイド等における「建屋」の要求事項に対し、島根サイトでは「建物」として基本方針を説明しているため、「建物」の位置付けを明確にした上で、基準適合に対する考え方を説明すること。

(3) 中国電力株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

関係資料：なし